

○松山市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

平成10年3月31日

規則第33号

改正 令和2年3月31日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市浄化槽保守点検業者登録条例（平成10年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書等)

第2条 条例第4条第1項に規定する申請書の様式は、浄化槽保守点検業者登録申請書（様式第1号）とする。

2 条例第4条第2項第2号に規定する誓約する書類の様式は、誓約書（様式第2号）とする。

3 条例第4条第2項第3号に規定する器具の明細を記載した書類の様式は、浄化槽保守点検業・器具明細書（様式第3号）とする。

4 条例第4条第2項第4号に規定する浄化槽清掃業者との連絡の書類の様式は、浄化槽清掃業者連絡簿（様式第4号）とする。

5 条例第4条第2項第5号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保守点検業者登録申請者（法人にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人（法人にあっては、当該法人及びその役員）を含む。）の略歴書（様式第5号）及び個人にあっては、住民票の抄本又はこれに代わる書面

(2) 営業所付近の見取図

(3) 営業所に置く浄化槽管理士の略歴書（様式第6号）及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

(4) 営業所に置く浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し

(5) 営業所に置く浄化槽管理士が受講した条例第15条第1項に規定する研修（以下

「研修」という。)の受講証明書(やむを得ない事由により添付することができない場合にあっては、当該事由を明らかにする書類及び受講計画書)

(6) 保守点検を行う浄化槽規模(人槽)別一覧表(様式第7号)

(7) その他市長が指定する書類又は図面

(登録簿)

第3条 条例第5条第1項に規定する登録簿(以下「登録簿」という。)の様式は、浄化槽保守点検業者登録簿(様式第8号)とする。

(登録証)

第4条 条例第5条第2項に規定する登録証の様式は、浄化槽保守点検業者登録証(様式第9号)とする。

(登録簿の閲覧)

第5条 条例第5条第3項の規定による登録簿の閲覧に供する場所は、環境部環境指導課内とする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 次に掲げる日には、登録簿を閲覧することができない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

4 登録簿を閲覧しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、登録簿の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

(1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある者

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

(3) 係員の指示に従わない者

(登録の拒否)

第6条 条例第6条第2項の規定による申請者に通知する書類の様式は、浄化槽保守点検業者登録拒否通知書(様式第11号)とする。

(変更の届出)

第7条 条例第7条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業者変更届出書

(様式第12号)を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の条例第4条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(登録証の書換えの申請)

第8条 条例第8条の規定による登録証の書換えを受けようとする浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書(様式第13号)に当該登録証を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録証の再交付の申請)

第9条 条例第9条第1項の規定による登録証の再交付を受けようとする浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書(様式第14号)に、登録証を破り、又は汚した場合にあっては、当該登録証を添えて、市長に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第10条 条例第10条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書(様式第15号)を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出が条例第10条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、そのことを証する書面を添付しなければならない。

(登録の抹消等)

第11条 条例第11条第2項及び条例第16条第3項の規定によりそれぞれ準用される条例第6条第2項の規定による浄化槽保守点検業者に通知する書類の様式は、浄化槽保守点検業者登録抹消通知書(様式第16号)及び浄化槽保守点検業者登録取消し等通知書(様式第17号)とする。

(営業所ごとに備える器具)

第12条 条例第12条第3項に規定する規則で定める器具は、次のとおりとする。

区分	内容
管理器具	各単位装置，電気設備，ポンプ設備等，浄化槽本体及び附帯設備の保守点検に必要な器具
衛生・安全器具	ガス中毒，酸素欠乏，感電，転落事故，負傷，感染等保守点検

	時の衛生・安全対策として必要な器具
水質・汚泥試験器具	透視度，汚泥沈澱 <sup>てん</sup> 率，残留塩素，生物相等機能の判断に必要な器具
試料採取・運搬器具	処理水，汚泥等分析試料の採取及び運搬に必要な器具
その他の器具	筆記用具，記録用紙等及びその他保守点検に必要な器具

(浄化槽管理士の身分証明書の携帯)

第13条 浄化槽管理士は，条例第12条第6項の規定により職務を行うときは，その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

(標識)

第14条 条例第13条第2項に規定する規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては，その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録有効期間
- (3) 当該営業所に置く浄化槽管理士の氏名

2 条例第13条第2項に規定する標識の様式は，浄化槽保守点検業者登録票（様式第18号）とする。

(帳簿)

第15条 条例第14条に規定する規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の規模及び処理方式
- (4) 保守点検を行った年月日及びその内容
- (5) 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

2 条例第14条に規定する帳簿の様式は，浄化槽保守点検業務に関する帳簿（様式第19号）とする。

3 前項の帳簿は，保守点検を行った浄化槽ごとに記載し，その記載の日の属する事業年

度の終了後5年間保存しなければならない。

(浄化槽管理士の研修)

第16条 浄化槽保守点検業に従事する浄化槽管理士は、業務に従事した後1年以内に研修を受けるものとする。

2 浄化槽保守点検業に従事する浄化槽管理士は、前項の研修を受けた後は、3年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

(身分証明書の様式)

第17条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、松山市浄化槽保守点検業者登録条例第17条第2項の立入検査員証(様式第20号)とする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(様式第1号)

浄化槽保守点検業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 松山市長

申請者

登録の種類	新規・更新	※ 登録番号	第 号
		※ 登録年月日	年 月 日
ふりがな 氏名又は名称			
住 所	郵便番号(      —      )  電話番号(      )      —		
法人にあつては, ふりがな その代表者の氏名			
法人にあつては, その役員(業務を執行する社員, 取締役, 執行役又はこれらに準じる者をいい, 相談役, 顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。))を含む。)の氏名及び役職名			
ふりがな 氏 名	役職名 (常勤・非常勤)	ふりがな 氏 名	役職名 (常勤・非常勤)
営業区域の名称	松山市		

<p>営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置く浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の番号及びその者が専任する営業区域の名称</p>				
<p>営 業 所</p>		<p>浄 化 槽 管 理 士</p>		
<p>ふりがな 名 称</p>	<p>所 在 地 郵便番号( — ) 電話番号( ) —</p>	<p>ふりがな 氏 名</p>	<p>免状の番号</p>	<p>専任する営業 区域の名称</p>

注1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 不要の文字は、消すこと。

3 主たる営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。

4 「営業所」の欄と「浄化槽管理士」の欄は、各々対応させて記載すること。

5 松山市浄化槽保守点検業者登録条例(平成10年条例第14号)第4条第2項各号に規定する書類及び図面を添付すること。

6 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役職名」の欄には「株主等」と記載すること。

(様式第2号)

誓 約 書

浄化槽保守点検業者登録申請者，その役員及び法定代理人は，松山市浄化槽保守点検業者登録条例(平成10年条例第14号)第6条第1項第1号から第7号まで及び第9号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 松山市長

申請者



(様式第3号)

浄化槽保守点検業・器具明細書			
申請者 営業所の名称 及び所在地			
単独処理浄化槽		合併処理浄化槽	
器具名	営業所に備えている器具数	器具名	営業所に備えている器具数
P H 測 定 器 具		M L S S 計	
塩素イオン測定器具		電 流 計	
残留塩素測定器具		酸 素 測 定 器	
亜硝酸性窒素測定器具		ガ ス 検 知 器	
透 視 度 計		水中ポンプ(エンジンポンプ)	
溶存酸素測定器具		チ エ ン ブ ロ ッ ク	
風 量 計		三 脚	
S V 計(1000ml)		梯 子	
温 度 計		排 風 器	
絶 縁 抵 抗 計		照 明 用 具	
テ ス タ ー		グ リ ス ガ ン	
顕 微 鏡		(その他)	
一 般 管 理 用 具	別記のとおり		
機 器 補 修 用 具	別記のとおり		
保守点検に必要な薬剤及び消耗品	別記のとおり		
点検車両(軽四輪車以上)			
(その他)			

注 単独処理浄化槽のみの保守点検を実施する者は、「合併処理浄化槽」の欄には記入しないこと。

項目	器 具 名	数 量
一 般 管 理 用 具	1 マンホール蓋開け 2 火ばさみ 3 スカム厚測定用具 4 汚泥厚測定用具 5 工具一式 (ペンチ・プライヤ・モンキスパ ナ・ドライバー・ハンマー・パイプレンチ) 6 ホース 7 ブラシ 8 バケツ 9 ヒシヤク(大・小) 10 懐中電灯 11 その他	
機 器 補 修 用 具	1 ギャープラ 2 六角レンジ 3 メガネレンジ 4 ニッパー 5 圧着工具 6 トーチランプ 7 サンダードリル 8 プラスチックハンマー 9 塩ビ管補修用具 10 予備ブロワー 11 その他	
保 守 点 検 に 必 要 な 薬 劑 及 び 消 耗 品	1 消毒剤 2 消泡剤 3 殺虫剤 4 オイル 5 グリス 6 ベルト 7 その他	



(様式第5号)

法人の役員 保守点検業者登録申請者 本人の略歴書 法定代理人			
現住所	郵便番号(    —    )		電話番号(    ) —
ふりがな 氏名	生年月日	年    月    日生	
職名			
職 歴	期 自 年 月 日 至 年 月 日	従 事 し た 職 務 内 容	
賞 罰	年    月    日	賞    罰    の    内    容	
上記のとおり相違ありません。 年    月    日 氏 名			

注1 不要の文字は消すこと。

2 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

(様式第6号)

浄化槽管理士の略歴書			
現住所	郵便番号(    —    )		電話番号(    ) —
ふりがな 氏名		生年月日	年    月    日生
職名			
事業所名			
職 歴	期 自 年 月 日 至 年 月 日	従事した職務内容	
賞 罰	年    月    日	賞    罰    の    内    容	
上記のとおり相違ありません。 年    月    日 氏    名			

注 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

(様式第7号)

浄化槽規模(人槽)別一覧表				
市町村名 規模(人槽)				
～ 10	基	基	基	基
11～ 20				
21～ 50				
51～ 100				
101～ 200				
201～ 300				
301～ 500				
501～ 1,000				
1,001～ 2,000				
2,001～ 3,000				
3,001～ 4,000				
4,001～ 5,000				
5,001～10,000				
10,001～				
合計	基	基	基	基

(様式第8号)

浄化槽保守点検業者登録簿  
(表)

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
		有効期間満了年月日	年 月 日
ふりがな 氏名又は名称		法人にあつては、 ふりがな その代表者の氏名	
住 所	郵便番号( ー )		
	電話番号( ) ー		
法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役職名			
ふりがな 氏 名	役職名 (常勤・非常勤)	ふりがな 氏 名	役職名 (常勤・非常勤)
営業区域の名称	松山市		





(様式第9号)

浄化槽保守点検業者登録証



氏 名 又 は 名 称

法人にあつては、その代表者の氏名

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

営 業 区 域 の 名 称

事 業 の 範 囲

登 録 番 号 松山市長（登一）第 号

登 録 有 効 期 間 年 月 日から

年 月 日まで

松山市浄化槽保守点検業者登録条例(平成10年条例第14号)第5条第1項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿に登録したことを証する

年 月 日

松山市長

印

(様式第10号)

浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書			
年 月 日			
松山市長 殿			
請求者 住所			
氏名			
閲覧の目的			
閲覧日時	年 月 日	午前 時 分 午後	
※返却時間	午前 時 分 午後		
※返却確認者名			
備考			※ 整理番号
			※ 受理 年 月 日

注 ※印の欄には記載しないこと

(様式第11号)

松( )第 号  
年 月 日

殿

松山市長 印

浄化槽保守点検業者登録  
拒否通知書

松山市浄化槽保守点検業者登録条例第6条第1項の規定に基づき登録を拒否したので、同条第2項の規定に基づき通知いたします。

登録申請者	住 所	
	氏名又は名称	
	法人にあつては、 その代表者の氏名	
拒否の理由		

(様式第12号)

浄化槽保守点検業者変更届出書				
年 月 日				
松山市長 殿				
届出者				
ふりがな 氏名又は名称				
住 所	郵便番号(      —      )  電話番号(      ) —			
法人にあっては, ふりがな その代表者の氏名				
登 録 番 号	第                      号			
登 録 有 効 期 間	年 月 日から      年 月 日まで			
変 更 の 内 容	変 更 に 係 る 事 項	変   更   前	変   更   後	変 更 年 月 日
(変更の理由)				

注 届出に係る事項についての変更後の松山市浄化槽保守点検業者登録条例(平成10年  
条例第14号)第4条第2項に掲げる書類及び図面を添付すること。

(様式第13号)

浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書				
年 月 日				
松山市長 殿				
申請者				
ふりがな 氏名又は名称				
住 所		郵便番号(      —      )  電話番号(      ) —		
法人にあつては, ふりがな その代表者の氏名				
登 録 番 号		第                      号		
登 録 有 効 期 間		年 月 日から      年 月 日まで		
変 更 の 内 容	変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(変更の理由)				

(様式第14号)

浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書	
年 月 日	
松山市長 殿	
申請者	
ふりがな 氏名又は名称	
住 所	郵便番号(      —      )  電話番号(      ) —
法人にあつては, ふりがなそ の代表者の氏名	
登 録 番 号	第                      号
登 録 有 効 期 間	年 月 日から      年 月 日まで
(再交付申請の理由)	

注 浄化槽保守点検業者登録証を破り、又は汚した場合にあつては、当該登録証を添付すること。

(様式第15号)

浄化槽保守点検業者廃業等届出書		
年 月 日		
松山市長 殿		
届出者		
浄化槽保守点検業者	ふりがな 氏名又は名称	
	住 所	郵便番号(      —      )  電話番号(      ) —
	法人にあつては, ふりがな その代表者の氏名	
登 録 番 号	第                      号	
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
廃 業 等 の 年 月 日	年 月 日	
(廃業等の理由)		

注1 浄化槽保守点検業者登録証を添付すること。

2 届出が松山市浄化槽保守点検業者登録条例(平成10年条例第14号)第10条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合にあつては、そのことを証する書面を添付すること。

(様式第16号)

松( )第 号

年 月 日

殿

松山市長 印

浄化槽保守点検業者登録  
抹消通知書

松山市浄化槽保守点検業者登録条例第11条第1項の規定に基づき登録を抹消したので、同条第2項の規定に基づき通知いたします。

登 録 者	住 所	
	氏名又は名称	
	法人にあつては、 その代表者の氏名	
抹消の理由		



(様式第17号)

松( )第 号

年 月 日

様

松山市長 印

浄化槽保守点検業者登録  
取消し等通知書

松山市浄化槽保守点検業者登録条例第16条第1項の規定に基づき登録の取消し等をしたので、同条第3項の規定に基づき通知いたします。

登 録 者	住 所	
	氏名又は名称	
	法人にあつては、 その代表者の氏名	
取消し等の 理 由		

(様式第18号)

← 40センチメートル以上 →		↑ 35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
浄化槽保守点検業者登録票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	松山市長(登 )第 号	
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
浄化槽管理士の氏名		

備考

浄化槽管理士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名とする。

(様式第19号)

浄化槽保守点検業務に関する帳簿

浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
浄化槽の設置場所		
浄化槽の規模及び処理方式		
保守点検年月日	保守点検の内容	保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

(様式第20号)

松山市浄化槽保守点検業者登録条例第17条第2項の立入検査員証  
(表)

第	_____	号
所属	_____	
氏名	_____	
松山市浄化槽保守点検業者登録条例第17条第2項の立入検査員証		
松山市長	印	
		_____年 月 日発行

(裏)

松山市浄化槽保守点検業者登録条例抜粋  
(報告徴収, 立入検査等)

第17条 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、浄化槽保守点検業者に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に浄化槽保守点検業者の事務所若しくは営業所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(3)略

(4) 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

注 用紙の大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとすること。